

# ◎令和7年度 新たな物価高対策による

## 阿賀町住宅リフォーム補助金のご案内

エネルギー価格などの物価高騰への対策を目的として、町内の施工業者による住宅または附属建物のリフォーム工事を行う町民の方に対し補助金を交付します。

### ○申請できる人

- 町内に居住し、阿賀町の住民基本台帳に登録されている人。
- 申請者及び同一家屋に居住する人が町税を滞納していないこと。

### 注意事項

- 第1弾または第2弾で当選し、交付決定を受けた世帯の方は申請できません。
- 今回の申請受付開始よりも前に、着工または完了している工事は対象外となります。
- 新たな予算枠での物価高対策となりますので、第1弾及び第2弾で抽選に漏れた方のうち、すでに着工または完了している工事は対象外となりますので、ご了承願います。

### ○対象となる住宅

- 自らが居住する個人住宅、併用住宅および同一敷地内で住宅と共に使用される附属建物（物置や車庫等）

※1 借家（集合住宅は含まない。）の場合は貸主からの了承を得ていること。

※2 併用住宅の場合は、対象は居住部分に限ります。また、個人事業主が自らの住宅を申請及び工事する場合は、別にもう一者の町内施工業者の見積書が必要となります。

## ○対象となる住宅リフォーム工事

- ・ 住宅または附属建物の機能維持・向上のために行う町内施工業者による改修、補修、修繕、増改築若しくは模様替え等で補助対象工事費が税込10万円以上のもの。

⇒ 【補助対象工事一覧】 をご確認ください。

※1 門や塀等のように住宅または附属建物から離れた部分、設置工事を伴わない家電製品の購入等は対象外となります。

※2 補助金を申請する建物に保険金や共済金等が補てんされる場合、それらを差し引いた金額が補助対象工事費となります。

※3 他の補助制度で対象となった工事部分は対象外となります。

## ○補助の条件

- ・ 住宅リフォーム工事を行う前に、補助金交付申請書を提出し、補助金交付決定通知が交付された後で着工すること。

⇒ 原則として交付決定通知前に着工した工事は対象外となります。

- ・ 事情により、補助金交付決定を待たず、交付申請日以降に工事を着手する必要がある場合は、交付申請書の所定欄に記入すれば交付決定前着手が可能ですが、申請総額が予算枠を超え抽選となった場合、落選となる場合もありますのでご注意ください。

- ・ 補助対象となるリフォーム工事は、町内において住宅リフォーム工事の施工実績がある町内に事業所を有する法人、または、住所を有する個人事業主が施工すること。

- ・ 令和7年度の繰越事業となるため、令和8年4月以降の着工及び完了が可能となっておりますが、物価高対策の効果がより多く得られるよう、工事の早期完了をお願いいたします。

○補助金額

補助対象工事費（税込）の50%（千円未満切捨て）

上限20万円（子育て世帯の場合は上限30万円）

※1 子育て世帯とは令和7年4月1日現在、18歳以下の者が同一家屋に居住する世帯です。

---

**申請受付期間及び抽選日について**

- ☆ 今回の申請受付については、下記の日程で実施いたします。
- ☆ 受付期間中に補助金の交付申請額の合計が予算枠を超えた場合、交付決定者を抽選で決定し、抽選後に交付決定を行います。

**新たな物価高対策**

**予算枠3,000万円**

○申請受付期間 令和8年1月23日（金）～2月16日（月）

○抽選日 令和8年2月24日（火）

※ 交付申請書等の必要書類は、1月23日（金）から配布開始となります。

※ 交付申請の際は添付書類として、①見積書の写し、②工事前の写真、③工事内容がわかる図面等が必要となります。

---

○申請先

阿賀町役場 建設課または各支所

○問い合わせ先

阿賀町役場 建設課 管理係 電話 0254-92-5765

## 【補助対象工事一覧】

外 装 工 事	屋根の修繕・葺替え・塗装
	外壁の修繕・張替え・塗装
	窓・ドア・ガラスの設置・交換
	シャッターの設置・交換
	風除室・ベランダの設置・改修
	屋根の雪止め金物・雪庇防止フェンスの設置・改修
	雨樋の設置・改修
内 装 工 事	網戸の設置（交換・張替えは除く。）
	床・壁・柱・天井・階段の改修
	壁紙の貼替え・左官壁の塗替え
	部屋の間仕切壁の改修
	浴室の改修
	トイレの内装の改修
	建具（ドア・襖・カーテンレール・ブラインド等）の修繕・設置・交換
	襖紙の貼替え
	畳の入替え・表替え
	手摺の設置・交換
内外 装 共 通	造り付け家具の設置・改修
	断熱材充填（屋根・外壁・間仕切壁・天井・床下等）
	土台・基礎の改修
	防水工事
設備 工 事	防音工事
	床暖房の設置・交換
	流し台・コンロ台等（システムキッチンを含む。）の設置・交換
	ガスコンロ・IHコンロの設置・交換（ビルトイン型に限る。）
	食洗器の設置・交換（ビルトイン型に限る。）
	レンジフードの設置・交換
	ユニットバス・浴槽の設置・交換
	洗面化粧台の設置・交換
	便器の設置・交換（普通便座・洗浄便座・暖房便座等、便座のみの交換は除く。）
	浴室暖房乾燥機（埋込型）・L P ガス衣類乾燥機の設置・交換
	熱交換換気システムの設置・交換
	給水・排水・ガス等の配管（配管工事を伴うホームタンクの設置・交換を含む。）の修繕・設置・交換
	給湯器・ボイラー（ボイラー導入と同時に設置・交換する温水ルームヒーター・簡易床暖房パネルを含む。）の設置・交換
	瞬間湯沸かし器の設置・交換
	家庭用燃料電池（エネファーム）の設置・交換
	F F 式暖房設備の設置・交換
	防犯システム（防犯カメラ・補助錠・センサーライト・防犯ガラス等）の設置・改修
	ホームエレベーター・階段昇降機の修繕・設置・交換
	換気扇・換気扇フード・シーリングファンの設置・交換
	L E D 照明器具（L E D電球を含む）の設置及び器具を設置するための修繕
	エアコンの設置・交換

## 阿賀町住宅リフォーム事業の流れ

事業の流れ	実施者
<p><b>① 申込（補助金交付申請書兼同意書の提出）</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>次の書類をご用意の上、役場建設課又は各支所へ提出してください。<ol style="list-style-type: none"><li>補助金交付申請書兼同意書（様式第1号）</li><li>住宅リフォーム工事の見積書の写し</li><li>住宅リフォーム工事前の写真</li><li>住宅リフォーム工事の内容の分かる図面等</li><li>その他町長が必要と認める書類（審査等により必要な場合依頼します。）</li></ol></li></ul> <p><u>※1 交付決定前に着手する必要がある場合は、補助金交付申請書兼同意書(様式第1号)に必要事項を記載し、条件等を了承したうえで申請してください。</u></p>	申請者
<p><b>② 補助金の交付決定</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>①の書類の審査をし、予算枠を超えている場合は抽選後、補助金交付の可否を決定し通知します。</li><li>この通知前に着工しているものは原則として対象外（補助金交付決定前着手の届出をしている場合を除く。）となるのでご留意ください。</li></ul>	町
<p><b>③ 工事着工</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>工事の着工は、必ず②の交付決定通知の後（補助金交付決定前着手の届出をしている場合を除く。）としてください。</li></ul>	申請者
<p><b>④ 工事内容の変更（補助金変更交付申請書の提出）</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>②の交付決定通知を受けた工事の内容を変更する場合は、次の書類を役場建設課又は各支所へ提出してください。<ol style="list-style-type: none"><li>補助金変更交付申請書（様式第3号）</li><li>住宅リフォーム工事の変更後の見積書の写し</li><li>住宅リフォーム工事の変更内容が分かる図面等</li><li>その他町長が必要と認める書類（審査等により必要な場合依頼します。）</li></ol></li></ul> <p>⇒ 内容を町が審査した後、変更を認める場合は、変更交付決定通知書により通知します。</p>	申請者 (町)

<p>※1 変更により、工事内容が補助事業の対象とならなくなつたときは、 ②で通知した交付決定通知を取り消します。(補助事業の対象外となります。)</p> <p>※2 変更により、補助対象工事費が増額となつた場合でも、補助金額の増額は行いませんので、ご留意ください。</p> <p>※3 ④の書類は、工事に変更(又は中止)がない場合は、提出は不要です。</p> <p>(注) リフォーム工事を中止するとき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>②の交付決定通知を受けた後に工事を取り止める場合は、工事を中止する理由を記載した中止届出書(様式第5号)を提出してください。</li> </ul>	
<p><b>⑤工事完了(実績報告書の提出)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>工事が完了したら、完了から30日以内の日までに、次の書類を提出してください。期限までに完了が難しい場合はご相談ください。           <ol style="list-style-type: none"> <li>補助金実績報告書(様式第6号)</li> <li>住宅リフォーム工事の領収書の写し</li> <li>住宅リフォーム工事後の写真(工事前・後の比較ができるもの)</li> <li>その他町長が必要と認める書類(審査等により必要な場合依頼します。)</li> </ol> </li> </ul>	申請者
<p><b>⑥補助金額の確定</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⑤の書類を審査し適正と認めた場合、補助金確定の旨を通知します。</li> <li>その際に、補助金請求書(様式第8号)の様式を同封します。</li> </ul>	町
<p><b>⑦補助金の請求</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⑥の補助金確定通知があった際は、同封された補助金請求書の様式に必要事項を記載し、役場建設課又は各支所へ提出してください。</li> </ul> <p><b>※ 振込先口座は、原則として申請者の口座に限ります。</b></p>	申請者
<p><b>⑧補助金の支払い</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⑦の請求のあった後、申請者の指定する口座へ補助金を支払います。</li> </ul>	町

\* \* \* \* \*

## 補助金対象チェックリスト

～ 申し込み前に、交付要件に当てはまるごとを確認ください ～

- 申請者は、町内に居住し、阿賀町の住民基本台帳に登録されている人である。
- 申請者及び同一家屋に居住する人の中に、町税の滞納者がいない。
- 申請する住宅は、自らが居住する個人住宅、併用住宅または附属建物である。  
※併用住宅の場合は、住宅部分のみである。
- 借家の場合、貸主と協議済みで交付申請書に署名をもらっている。
- 住宅または附属建物のリフォーム工事である。(門又は塀等の工事ではない。)
- 補助対象工事一覧に該当する工事である。
- 施工業者は、町内において住宅リフォーム工事の施工実績があり、町内に事業所を有する法人又は住所を有する個人事業主である。
- 補助対象となる工事費は、10万円以上である。  
※保険金や共済金などがある場合、差し引いた後の金額であること。
- 交付決定の通知を受ける前に着手した工事（補助金交付決定前着手の届出をしている場合を除く。）ではない。
- 町または他の公的機関の補助制度で補助金の交付対象となっていない箇所である。
- 申請に必要な見積書の写し、工事前の写真、工事内容の分かる図面等が揃っている。

すべてチェックが可能であれば、申込みが可能な工事となります。

\* \* \* \* \*